

2013 年 7 月 26 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 275 号 ）

国家外貨管理局・国家税務総局、 サービス貿易の外貨管理規定を刷新 税務手続が届出制に、基準も 5 万ドルへ緩和

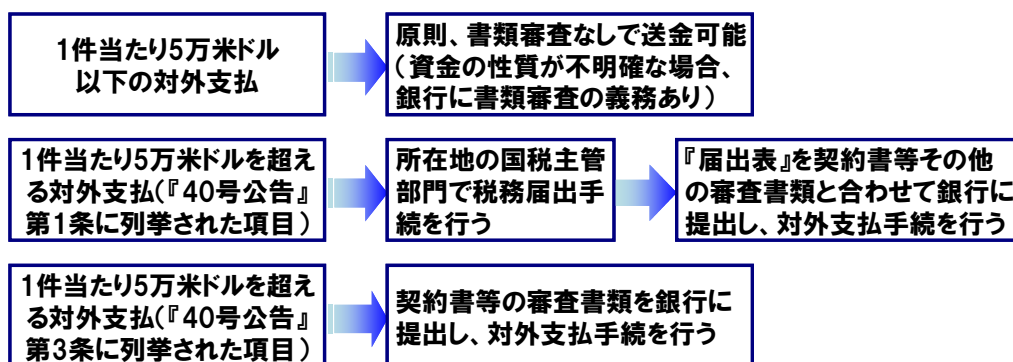
平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2013 年 7 月 18 日付で『サービス貿易外貨管理法規の印刷・配布についての通達』（匯発[2013]30 号、以下『30 号通達』という）を公布しました。サービス貿易関連の外貨管理規定を刷新し、『サービス貿易外貨管理ガイドライン』（『30 号通達』付属文書 1、以下『ガイドライン』という）と『サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則』（『30 号通達』付属文書 2、以下『実施細則』という）を制定。サービス貿易における 5 万ドル以下の外貨受取・支払は、原則として銀行の書類審査が不要と規定したほか、5 万ドルを超える外貨受取・支払時に必要となる審査書類を大幅に簡素化し、サービス貿易収入の国外留保手続を明確化しました。

さらに『30 号通達』の公布に合わせ、国家外貨管理局と国家税務総局は 2013 年 7 月 9 日付で『サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出に関連する問題についての公告』（国家税務総局・国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号、以下『40 号公告』という）を發布。サービス貿易において 5 万ドル以上の対外支払を行う企業に対し、事前に国税主管部門で税務届出手続を行うよう求めています。これまで原則 3 万ドル以上の

対外支払に必要であった『サービス貿易等項目の対外支払に係る税務証明』（以下『税務証明』という）が廃止となり、手続が税務届出に簡素化されるのと同時に、

【図表 1】『30 号通達』施行後のサービス貿易の対外支払手続



（『30 号通達』および『40 号公告』に基づき、
中国アドバイザー一部作成）

手続の基準額が5万ドルに緩和された形となります。

『30号通達』と『40号公告』は、ともに 2013年9月1日より施行されます。

□ 5万ドル以下は原則、銀行審査不要に

国家外貨管理局は今回、サービス貿易の外貨管理規定を『ガイドライン』『実施規定』にとりまとめ、同時に52の旧規定を廃止。外貨購入・対外支払に係る認可を廃止し、すべてのサービス貿易項目について金融機関で直接、支払手続を行えるようにしました。これら新規定はサービス貿易一般のほか、収益（利益配当等）および経常移転の外貨受取・支払にも適用されます（『ガイドライン』第13条）。

『実施細則』は、サービス貿易における5万ドル以下の外貨受取・支払について、銀行による書類審査が原則不要としています（第8条）。ただし、資金の性質が不明確な外貨受取・支払について、銀行は5万ドル以下であってもその取引書類を審査する義務があります。また、企業と銀行は、その外貨受取・支払金額にかかわらず、取引書類を5年間保管しておかなければならないと規定しています（第11条）。

一方、サービス貿易における5万ドルを超える外貨受取・支払には、銀行による書類審査が必要となります（『実施細則』第6条）。ただ、これまで数十項目のサービスごとに規定していた審査書類について、その項目を削減し、各主管部門による認可書類の提出も取り消すなど、大幅な簡素化を図っています（図表2参照）。

なお、『実施細則』はサービス貿易に係る外貨の国内振替についても別途、審査書類を規定しています（第9条、図表3参照）。

【図表 2】 サービス貿易の 5 万ドルを超える外貨受取・支払における審査書類

サービス貿易項目	審査書類	注意事項
国際運輸	✓ 運輸発票・運輸伝票・運輸明細	
対外労務協力 ・ 対外請負工事	✓ 契約（協議） ✓ 労務予算表（工事予算表・工事決済書）	
対外請負工事契約締結 前のサービス貿易に係 る前期費用（対外支払）	✓ 申請書（前期費用予算状況、使用期間、 国外受取人と国内企業との関係等）	✓ 未使用の外貨資金は、国内に戻し入れ なければならない
専有権利使用費 ・ 特許費	✓ 契約（協議） ✓ 発票（支払通知）	
利潤・配当等 （対外支払）	✓ 会計士事務所が発行した関連年度の財 務会計審査報告 ✓ 董事会による利潤分配に関する決議 ✓ 直近 1 期の出資金払込検査報告	✓ 中期にわたる国外株主取得の配当、特 別配当を支払うことができる
代表所（事務所） の事務経費	✓ 経費予算表	
技術輸出入	✓ 契約（協議） ✓ 発票（支払通知）	✓ 技術輸出入の制限類に当たる場合、『技 術輸出入許可証』（商務部門発行）も要 提出
国際賠償金	✓ もとの取引契約 ✓ 賠償協議（賠償条項） ✓ 賠償経緯の説明・証明資料	✓ 裁判所の判決書（または仲裁機構の仲 裁書、調停機構の調停書）のみの審査 でも可
立替・分担 （関連企業間）	✓ もとの取引契約 ✓ 立替・分担契約（協議、説明） ✓ 発票（支払通知）	✓ 立替・分担の期間は 12 カ月を超えては ならない
代金返還	✓ もとの取引書類 ✓ 返還経緯の説明・証明資料	✓ 返還額は元の払込・払出金額を超えて はならず、元のルートで戻し入れる
その他のサービス貿易	✓ 契約（協議）・発票（支払通知）等	

（『実施細則』第 6 条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 3】 サービス貿易に係る外貨の国内振替に必要となる審査書類

サービス貿易項目	審査書類
国内企業が国際運輸（運輸代理）企業に支払う運賃	発票
対外請負工事で元請けから下請けに支払う工事代金	下請け契約および発票（支払通知）
アウトソーシングで元請けから下請けに支払う関連費用	下請け契約および発票（支払通知）
個人が立て替えた公務出国に係る関連費用	関連費用書類・費用明細
外貨保険に係る関連費用	※ 保険業務の外貨管理規定に基づき手続を行う
その他のサービス貿易	※ 『国内外貨振替管理暫定規定』（[97] 匯管函字第 250 号）に基づき手続を行う※

※ 『国内外貨振替管理暫定規定』第 5 条は、同規定第 6～8 条に挙げた状況を除き、いかなる事業単位・個人も国内で外貨により決済してはならないと規定しています。詳しくは同規定をご確認ください。

（『実施細則』第 9 条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 『税務証明』廃止で手続簡素化

サービス貿易の対外支払はこれまで、原則 3 万ドル以上の場合に税務局で『税務証明』を取得し、銀行手続時に提出しなければなりませんでしたが、今回この『税務証明』は廃止されましたが、代わりに今後は原則 5 万ドルを超える対外支払を行う場合、事前に国税主管部門で『サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出表』（以下『届出表』という）の手続を行い、対外支払時にこの『届出表』を銀行に提出する必要があります。『40 号公告』には、税務届出手続が必要となるサービス貿易項目と不要となる項目がそれぞれ列挙されています（第 1 条、第 3 条）。

5 万ドルを超える対外支払に税務届出が必要となるサービス貿易

- ✓ 国外企業（個人）に支払う運輸、旅行、通信、建築・据付および労務請負、保険サービス、金融サービス、コンピュータおよび情報サービス、専有権利使用および特許、スポーツ文化および娯楽サービス、その他の商業サービス、政府サービス等のサービス貿易
- ✓ 国外個人による国内での勤務報酬
- ✓ 国外企業（個人）に支払う配当、特別配当、利潤、直接債務の利息、担保費用、資本移転ではない贈与、賠償、税収、偶発所得等の収益および経常移転支出
- ✓ 国外企業（個人）に支払うファイナンスリース料、不動産の譲渡収入、持分譲渡所得等

税務手続が不要となるサービス貿易の対外支払（一部省略）

- ✓ 国外で発生した出張、会議、商品展示即売等の各種費用
- ✓ 国外代表機構の事務経費、国外請負工事の工事資金
- ✓ 国外で発生した輸出入貿易コミッション、保険料、賠償金
- ✓ 輸入貿易で国外企業が取得する国際運輸費用
- ✓ 保険料、保険金等
- ✓ 運輸もしくは遠洋漁業に従事する国内企業の国外で発生した修理、燃料代、港湾雑費等
- ✓ 国内旅行社による国外旅行業務の団体費用、代理予約・代理手続させた宿泊・交通等の関連費用
- ✓ 国内証券会社等が国外企業（個人）に支払う配当、特別配当、利息収入、有価証券売買所得収益
- ✓ 国内個人による国外留学、旅行、親族訪問等の外貨使用
- ✓ サービス貿易、収益および経常移転に係る代金返還

税務届出を行う企業は、所在地の国税主管部門に契約書等の取引書類（企業の公印を捺印）を提出し、一式 3 部の『届出表』に必要事項を記入します（『40 号公告』第 2 条）。『届出表』の記入事項に問題がなければ、その場で 1 部が返却され、これを持って銀行で対外支払手続を行います（第 6 条、第 7 条）。一方、税務局は『届出表』受理後 15 営業日以内に審査を行い、税金未納等がないかを確認します（第 8 条、第 9 条）。

□ 受取外貨の国外留保手続を明確化

サービス貿易で得た収入は、一定の手続に従って国外に留保できます（『ガイドライン』第 2 条）。国外留保を行う企業は、以下の条件を備えていなければなりません（『実施細則』第 15 条）。

- ✓ サービス貿易の外貨収入を有し、かつ国外に持続的な支払決済需要があること
- ✓ 直近 2 年に外貨管理規定に違反する行為がないこと
- ✓ 整った国外留保内部管理制度を有すること
- ✓ 貨物貿易と関連するサービス貿易に従事していること
- ✓ 【国内のグループ企業間で国外留保と集中受取・支払を実行する場合】その国内外貨資金はすでに集中運営管理が実行されていること
- ✓ 外貨管理局が規定するその他の条件

国外留保するためには、「国外留保外貨口座」を開設しなければなりません（『実施細則』第 16 条）。口座開設には、所在地の外貨管理局から認可を得る必要があります（第 18 条）。グループ企業間の外貨集中管理スキームを活用して国外留保を行う場合は、その主宰企業（ファイナンスカンパニー等）がグループを代表して申請できます（第 15 条）。国外留保外貨口座の開設認可申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ✓ 申請書（基本状況、サービス貿易の展開状況、口座開設予定銀行、使用期限、実際の需要に基づき申請する国外留保資金の規模等を記載）
- ✓ 国外留保に係る企業内部管理制度
- ✓ 【国内のグループ企業間で国外留保と集中受取・支払を実行する場合】国外留保を行う国内メンバー企業の名簿、集中受取・支払に同意する国内メンバー企業の協議書
- ✓ 外貨管理局が要求するその他の資料

国外留保の最高限度額は、前年度のサービス貿易における外貨収入全体の 50% までと規定（第 16 条）されており、企業は口座開設認可の申請時に実際の需要に基づく限度額を申請します。

国外留保外貨口座を開設した企業は、10 営業日以内に開設銀行、口座番号、通貨種類等の情報を外貨管理局に報告しなければなりません（第 19 条）。口座情報に変更があった場合も、10 営業日以内に報告します。また、国外留保の限度額を変更したい場合は、外貨管理局に認可変更申請を提出する必要があります（第 21 条）。口座を閉鎖する場合は、銀行の口座抹消通知書を持って外貨管理局に届出を行い、残高を国内に戻し入れます（第 19 条）。

なお、国外留保外貨口座の開設企業は、毎四半期終了後 20 営業日以内に所在地の外貨管理局に国外留保口座銀行照合書を提出する必要がある（第 22 条）ほか、国際収支申告の規定に基づき国家外貨管理局応用サービスプラットフォーム¹を通じて口座の受取・支払・残高情報を報告しなければなりません（第 23 条）。また、口座の資金受取・支払に関する取引書類は 5 年間保管しておかなければならない（第 24 条）とされているため、留意が必要です。

＊

国家外貨管理局によると、2012 年のサービス貿易における 5 万ドル以下の外貨受取・支払は、取引件数で約 88% を占めています。一方、5 万ドルを超える外貨受取・支払は、件数にしてサービス貿易全体の約 12% に過ぎませんが、取引金額ベースでは逆に 92% と圧倒的多数を占めます。同局は今回、「抓大

¹ 国家外貨管理局応用サービスプラットフォーム <http://asone.safesvc.gov.cn/asone/>

放小（大きいものを捕まえ、小さいものを放つ）」として、大口取引を重点的に管理し、外貨管理の効率化を図る方針を明確にしています。

国家外貨管理局は近年、「5つの転換」²方針に従って、外貨管理制度の改革を進めてきました。昨年 から今年にかけて、貨物貿易外貨管理制度改革の全国展開（2012年8月実施）、直接投資に係る外貨管理 手続の利便化（同12月実施）、外債借入に係る認可手続の大幅削減（2013年5月実施）、保税地域に おける経常項目外貨管理規定の簡略化（同6月実施）を相次いで実施しており、今回サービス貿易の外 貨管理規定を刷新したことで、改革がほぼ一巡したことになります。ただ、一連の改革は規制緩和とい うよりも、手続面での簡素化という側面が強く、改革の本丸とも言えるべき資本項目の開放が今後いつ、 どのような形で行われるのかに注目が集まっています。

なお、『30号通達』『40号公告』の詳細については、7ページからの日本語仮訳および24ページから の中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

² 「5つの転換」とは、①批准・認可管理から資金流動のモニタリング分析の重視へ、②1件ごとの事前審査から事後確認へ、③取引行為の管理から取引主体の管理へ、④事前の取引真実性確認から事後の違法行為処分へ（推定有罪から推定無罪へ）、⑤明文化されていない取引の禁止から禁止と明文化された取引のみの禁止へ（ポジティブリストからネガティブリストへ）、の基本方針を指します。

(日本語仮訳)

国家外貨管理局
匯発[2013]30号
サービス貿易外貨管理法規の印刷・配布に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局、外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

サービス貿易外貨管理を完善化し、貿易投資の利便化を促進し、涉外經濟の發展に奉仕するため、国家外貨管理局は『サービス貿易外貨管理ガイドライン』（付属文書1を参照）および『サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則』（付属文書2を参照）を制定し、同時に一連の文書を廃止した（付属文書3を参照）。ここに関連文書を印刷・配布する。遵守執行されたい。合わせて、関連問題について以下のよう

- 1、各分局、外貨管理部は、法規の広報・説明業務を適切に遂行し、問い合わせ電話番号を対外公開すること。各銀行は、文書実施前の各種準備業務および文書正式実施後の定着化業務を適切に遂行すること。
- 2、各分局、外貨管理局は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の中心支局（支局）、地方商業銀行および外資銀行に転送すること。各中国資本外貨指定銀行は、本通達を受け取った後、遅滞なく下部の分支機構に転送すること。
- 3、本通達の実施後、以前の規定が本通達の内容と不一致の場合、本通達を基準とする。

文書の執行過程において問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局經常項目管理司にフィードバックすること。

連絡電話：010-68402381

ここに特に通知する。

- 付属文書：1. サービス貿易外貨管理ガイドライン
2. サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則
3. 廃止文書目録〔略〕

国家外貨管理局
2013年7月18日

付属文書 1

サービス貿易外貨管理ガイドライン

第1条 サービス貿易外貨管理を完善化し、貿易投資の利便化を促進し、涉外経済の発展に貢献するため、『中華人民共和国外貨管理条例』に基づき、本ガイドラインを制定する。

第2条 国は、サービス貿易に係る国際支払に制限を加えない。

サービス貿易の外貨収入は、規定の条件、期限等に基づき国内に戻し入れる、または国外に留保することができる。

第3条 サービス貿易の外貨収入は、自社で留保する、または元転することができる。サービス貿易の外貨支出は、自己保有の外貨を使用して支払う、または人民元で外貨購入して支払うことができる。

第4条 サービス貿易の外貨受取・支払は、真実、合法的な取引基礎を有していなければならない。

国内機構および国内個人は、虚偽の取引で資金受取・支払を詐取してはならず、分割等の方式で外貨監督管理を逃れてはならない。

第5条 国内機構および国内個人が従事するサービス貿易活動は、国家の規定に合致していなければならない。国家関連主管部門による審査・批准、審査・認可、登記、届出等を経る必要がある場合、サービス貿易の外貨受取・支払を行う前に、まず関連手続を適切に行わなければならない。

第6条 外貨業務を経営する金融機関（以下「金融機関」という）が行うサービス貿易の外貨受取・支払業務は、国家外貨管理規定に基づき取引書類の真実性およびその外貨受取・支払との一致性に対して合理的な審査を行い、取引書類に列挙された取引主体、金額、性質等の要素がその申請・手続した外貨受取・支払と一致しているかを確認しなければならない。

第7条 金融機関は、本ガイドラインおよび関連規定に基づき、内部管理制度を制定し、関連業務オペレーション規程を明確化し、合わせて国家外貨管理規定に基づき遅滞なく関連外貨受取・支払情報を送付し、異常、疑わしい手掛かりを報告しなければならない。

第8条 国内機構および国内個人が行うサービス貿易の外貨受取・支払は、規定に基づき取引の真実性、合法性を証明することができる取引書類を提出しなければならない。提出する取引書類が取引の真実性、合法性を証明することができない、またはその申請・手続する外貨受取・支払と一

致しない場合、金融機関はそれにその他の取引書類を補充するようを要求しなければならない。

第9条 サービス貿易の外貨受取・支払に係わる取引書類は、国家の法律・法規および通用する商業慣例の要求に合致していなければならない、主に以下を含む。

- (1) 取引対象、主体等の要素を含む契約（協議）、
- (2) 発票（支払通知）もしくは取引対象、主体、金額等の要素が明記された決済明細（支払明細）、
- (3) 取引の真実性、合法性を証明することができるその他の取引書類。

第10条 サービス貿易の外貨受取・支払業務手続について、金融機関は規定の期限に基づき審査後の取引書類を保管して検査に備えなければならない。国内機構および国内個人は、規定の期限に基づき関連取引書類を保管して検査に備えなければならない。

第11条 国家外貨管理局およびその分支機構（以下「外管局」という）は、第2条から第10条の規定事項に対して監督検査を行う権利を有する。

外管局は、外貨モニタリングシステムを通じ、サービス貿易の外貨受取・支払状況をモニタリングし、外貨受取・支払に異常がある国内機構、国内個人および関連金融機関に対してオフサイト検査、立入確認もしくは検査を行い、外貨違法行為を調査・確認する。

第12条 以下のサービス貿易の外貨受取・支払は、外貨管理に別途、明確な規定がある場合、その規定に従う。明確な規定がない場合、本ガイドラインおよびその実施細則に基づき執行する。

- (1) 国内個人のサービス貿易の外貨受取・支払、
- (2) 税関特殊監督管理区域内の国内機構によるサービス貿易の外貨受取・支払、
- (3) 金融機関自身のサービス貿易の外貨受取・支払、
- (4) 資本および金融項目の取引により発生したサービス貿易の外貨受取・支払、
- (5) 貨物貿易外貨管理に明確な規定があるサービス貿易の外貨受取・支払。

第13条 収益および経常移転に係る外貨管理は、本ガイドラインに基づき執行する。

第14条 本ガイドラインの規定に違反した場合、外管局が『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき処罰を科す。

第15条 国家外貨管理局は、本ガイドラインに基づき実施細則を制定する。

第16条 本ガイドラインは、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。

第17条 本ガイドラインは、2013 年 9 月 1 日より施行する。以前の規定が本ガイドラインの規定と不一致の場合、本ガイドラインに基づき執行する。

付属文書 2

サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則

第1条 『サービス貿易外貨管理ガイドライン』（以下『ガイドライン』という）に基づき、本細則を制定する。

第2条 本細則は、サービス貿易、収益および経常移転等の貨物貿易を除く経常項目の外貨受取・支払（以下「サービス貿易の外貨受取・支払」という）に適用する。

第3条 国内機構および国内個人が行うサービス貿易の外貨受取・支払は、国際収支申告の規定に基づき申告を行わなければならない。

金融機関は、国際収支報告および本細則第14条の規定に基づき国内機構および国内個人が記入した申告証憑を審査し、遅滞なく外管局に情報を送付しなければならない。

第1章 外貨受取・支払審査

第4条 金融機関が取り扱うサービス貿易の外貨受取・支払業務は、『ガイドライン』および本細則の規定に基づき取引書類の真実性およびその外貨受取・支払との一致性に対して合理的な審査を行わなければならない。

金融機関の審査する取引書類が取引の真実性、合法性を証明することができない、または手続する外貨受取・支払と不一致である場合、金融機関は国内機構および国内個人にその他の取引書類を補充するよう要求しなければならない。

金融機関は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」の原則に基づき、合理的に職責を尽くさなければならない。

第5条 金融機関は、『ガイドライン』および本細則等の関連規定を自社の業務オペレーション規程に定着化させ、具体的な業務オペレーションを規範化しなければならない。

第6条 1件当たり5万米ドル相当以上のサービス貿易の外貨受取・支払業務を行う場合、金融機関は以下の規定に基づき取引書類を審査し、保管しなければならない。

- (1) 国際運輸項目：運輸発票もしくは運輸伝票もしくは運輸明細。
- (2) 対外労務協力もしくは対外請負工事項目：契約（協議）および労務予算表（工事予算表

もしくは工事決済書)。

- (3) 対外請負工事契約締結前のサービス貿易に係る前期費用の対外支払：申請書（前期費用予算状況、使用期間、国外受取人と国内機構間の関係等を含むが、これに限らない）。未使用の外貨資金について、国内機構は遅滞なく国内に戻し入れなければならない。
- (4) 専有権利の使用費および特許費項目：契約（協議）および発票（支払通知）。
- (5) 利潤、配当および特別配当に係る対外支払：会計士事務所が発行した関連年度の財務会計審査報告、董事会による利潤分配に関する決議および直近1期の出資金払込検査報告。国内機構は、法に基づき中期の国外株主取得の配当、特別配当を支払うことができる。外商投資パートナー企業の外国パートナーが得た利潤に係る対外支払：外国パートナーの出資確認登記証明および利潤分配決議、このうち外国パートナー出資確認登記証明は金融機関が外管局の関連システムからプリントアウトすることができる。利潤、配当および特別配当に係る外貨受取：利潤処理決議および国外機構の関連年度の財務報告表。
- (6) 代表所（事務所）の事務経費項目：経費予算表。
- (7) 技術輸出入項目：契約（協議）および発票（支払通知）。制限類の技術輸出入に属する場合、国内機構および国内個人は商務部門が発給する『技術輸出入許可証』も提出しなければならない。
- (8) 国際賠償金項目：もとの取引契約、賠償金協議（賠償金条項）および賠償過程全体の関連説明もしくは証明資料。または、裁判所の判決書もしくは仲裁機構が発行した仲裁書もしくは調停の権利を有する機構が発行した調停書等のみを審査する。
- (9) 関連関係を有する国内外機構の立替もしくは分担のサービス貿易費用項目：もとの取引契約、立替もしくは分担契約（協議もしくは説明）、発票（支払通知）、立替もしくは分担の期限は12カ月を超えてはならない。
- (10) サービス貿易項目の代金返還：もとの払込もしくは払出資金の取引性質に基づき規定される取引書類および代金返還過程全体の関連説明もしくは証明資料、返還する代金はもとの払込、もしくは払出金額を超えてはならず、かつもとのルートに戻し入れる。
- (11) その他のサービス貿易に係る外貨受取・支払：契約（協議）もしくは発票（支払通知）もしくはその他の関連取引書類。

第7条 1件当たり5万米ドル相当以上のサービス貿易の対外支払を行う場合、金融機関は『国家税務総局・国家外貨管理局によるサービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出に関連する問題についての公告』（国家税務総局、国家外貨管理局公告2013年第40号）の規定に基づき手続を行う。

第8条 1件当たり5万米ドル相当（5万米ドルを含む）以下のサービス貿易の外貨受取・支払業務について、金融機関は原則上、取引書類を審査せずともよいが、資金の性質が不明確な外貨受取・

支払業務について、金融機関は国内機構および国内個人に取引書類の提出を要求し合理的な審査を行わなければならない。

第9条 サービス貿易の国内外貨振替業務を行う場合、支払側の金融機関は以下の規定に基づき取引書類を審査し、保管しなければならない。

- (1) 国内機構が国際運輸もしくは国際運輸代理企業に振り替える運送費および関連費用：発票。
- (2) 対外請負工事に係る元請け側から下請け側に振り替える工事代金：下請け契約および発票（支払通知）。
対外請負工事連合体がすでに渉外の代金受取・支払主体を指定している場合で、代金受取・支払主体と連合体のその他のメンバーとの間で振り替える工事代金：関連契約および発票（支払通知）
- (3) サービスアウトソーシングに係る元請け側から下請け側に振り替える関連費用：下請け契約および発票（支払通知）。
- (4) 国内機構が個人の立て替えた公務出国に係る関連費用の返還：関連費用書類もしくは費用明細。
- (5) 外貨保険に係る関連費用の国内外貨振替業務は、保険業務外貨管理の関連規定に基づき手続を行う。
- (6) その他のサービス貿易の国内外貨振替業務は、『国内外貨振替管理暫定規定』等に基づき手続を行う。

第10条 サービス貿易の外貨現金引出業務を行う場合、金融機関は以下の規定に基づき取引書類を審査し、保管しなければならない。

- (1) 国際海運船長前借に係る外貨現金の引出：入金通知および船主の支払指図。
- (2) 戦地にある、外貨管理規制の厳格な、金融条件が劣る国家（地域）における対外労務協力もしくは対外請負工事に係る外貨現金引出：契約（協議）および予算表。
- (3) 戦地にある、外貨管理規制の厳格な、金融条件が劣る国家（地域）における国外代表所（事務所）の事務経費に係る外貨現金引出：予算表。
- (4) 国内機構の公務出国に係る団体ごとの1人平均の外貨現金の引出金額が1万米ドル相当以下（1万米ドルを含む）の場合：予算表。
- (5) その他のサービス貿易に係る外貨現金業務は、『国内機構外貨現金受取・支払管理暫定弁法』等に基づき手続を行う。

第11条 国内機構および国内個人は、1件ごとのサービス貿易の外貨受取・支払関連取引書類を5年間

保管して検査に備えなければならない。

金融機関が取り扱うサービス貿易の外貨受取・支払業務は、審査後の取引書類を業務文書として5年間保管し検査に備えなければならない。

第12条 取引書類は、紙の形式、または法律・法規の規定に合致し、かつ金融機関から認可された電子形式とすることができる。電子形式の取引書類は、金融機関が審査・認可した後、紙の文書にプリントアウトして保管し、合わせて紙の文書に署名しなければならない。

分けて手続を行うサービス貿易の外貨受取・支払業務について、金融機関は毎回、審査後の取引書類に金額、日付を注記し、業務印章を捺印しなければならない。

国内機構および国内個人が独自に発行するインターネットを通じてダウンロードする、またはファックスする取引書類は、提供者が法的効力を有する印章を捺印または署名して証明しなければならない。

第13条 取引書類が外国の文字で記述されている場合、金融機関は申請人に中国語訳文の提供を要求することができる。

第14条 サービス貿易の外貨受取・支払管理情報の申告証憑には、『国外送金申請書』、『対外送金/引受通知書』、『国内送金申請書』、『国内送金/引受通知書』、『渉外収入申告書』および『国内収入申告書』を含む。

国内機構および国内個人が申告するサービス貿易の外貨受取・支払管理情報は、以下を含む。

- (1) 取引書類番号：申告証憑の相応する欄に契約番号、発票番号を記入する。サービス貿易の外貨受取・支払そのものに取引書類番号がない場合、国内機構および国内個人は記入しないこともできる。
- (2) 立替もしくは分担するサービス貿易費用および対外請負工事契約締結前のサービス貿易に係る前期費用：申告証憑の取引追記欄に「立替」、「分担」もしくは「前期費用」の文字を明示する。
- (3) サービス貿易に係る代金返還：申告証憑の代金返還欄で確認を行う、または取引追記欄に「代金返還」の文字を明示する。
- (4) 外管局が規定するその他の管理情報。

国内機構および国内個人は、本条の規定に基づき記入するサービス貿易の外貨受取・支払管理

情報について、金融機関は代金受取・支払後 5 営業日以内に遅滞なく、正確に、完全に国際収支オンライン申告システムを通じて外管局に報告しなければならない。

第 2 章 国外留保管理

第15条 国内機構によるサービス貿易の外貨収入を国外に留保する（以下「国外留保」という）場合、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) サービス貿易の外貨収入を有し、かつ国外に持続的な支払決済需要があること、
- (2) 直近 2 年に外貨管理規定に違反する行為がないこと、
- (3) 整った国外留保内部管理制度を有すること、
- (4) 貨物貿易と関連するサービス貿易に従事していること、
- (5) 国内企業集団が国外留保し、かつ集中受取・支払を実行する場合、その国内外貨資金はすでに集中運営管理が実行されていること、
- (6) 外管局が規定するその他の条件。

国内企業集団が集中受取・支払を実行する場合、国内のメンバー企業（ファイナンスカンパニーを含む）1 社を指定して主宰企業とし、国外留保業務に参加するすべての国内メンバー企業の国外サービス貿易外貨収入に対する集中受取・支払の実行に責任を負わせることができる。

第16条 国内機構の国外留保は、国外留保外貨口座（以下「国外留保口座」という）を開設しなければならない。国内機構が国外留保する資金の規模、すなわち国外留保口座の口座残高は、その前年度のサービス貿易の外貨収入総規模の 50% を上回ってはならない。国内企業集団が国外留保する資金の規模、すなわち主宰企業の国外留保口座の口座残高は、そのすべての国内メンバー企業における前年度のサービス貿易の外貨収入総規模の 50% を上回ってはならない。

第17条 国外留保口座の収入範囲は、サービス貿易収入および外管局の批准を経たその他の収入を含む。支出範囲は、経常項目支出、国内戻入、および外管局の規定に合致するその他の支出を含む。

第18条 国内機構が開設する国外留保口座は、以下の資料を持参して所在地の外管局に申請し、開設認可手続を行わなければならない。

- (1) 申請書（基本状況、サービス貿易の展開状況、口座開設予定銀行、使用期限、実際の需要に基づき申請する国外留保資金の規模等を含むが、これに限らない）。
- (2) 国外留保の内部管理制度。
- (3) 国内企業集団が国外留保し、かつ集中受取・支払を実行する場合、国外留保する国内メ

ンバー企業名簿および国内メンバー企業による集中受取・支払に同意する協議も提出しなければならない。

(4) 外管局が要求するその他の資料。

国内企業集団が国外留保し、かつ集中受取・支払を実行する場合、主宰企業が所在地の外管局で国外留保口座開設認可手続を行う。国内メンバー企業が主宰企業と異なる外管局の管轄に属する場合、主宰企業所在地の外管局は国外留保口座開設認可手続を行うとき、遠隔地の国内メンバー企業所在地の外管局に『国家外貨管理局〇〇分(支)局サービス貿易外貨収入国外留保意見聴取書』(以下『意見聴取書』という、付属文書1を参照)を送付し、遠隔地の国内メンバー企業所在地の外管局は『意見聴取書』を受け取ってから3営業日以内に書面で主宰企業所在地の外管局にフィードバックしなければならない。

第19条 国内機構が国外留保口座を開設した後、開設後10営業日以内に口座開設銀行、口座番号、口座の通貨種類等の情報を書面形式で所在地の外管局に報告して届け出なければならない。国外留保口座の基本情報に変更が発生した場合、関連情報を把握した日から10営業日以内に変更情報を書面形式で所在地の外管局に報告して届け出なければならない。国内機構が国外留保口座を閉鎖する場合、閉鎖した日から10営業日以内に国外開設銀行の口座抹消通知書を持参して所在地の外管局に届出し、残高を国内に戻し入れなければならない。

第20条 国外留保口座の外貨資金を国内の同一名義の経常項目外貨口座もしくは国内外貨集中資金運営管理口座に戻し入れる場合、金融機関で直接手続を行うことができる。

第21条 国内機構が国外留保口座の開設銀行、収支範囲、使用期限を変更する、および国外留保資金の規模を高める必要がある場合、国内機構は申請書により所在地の外管局で変更認可手続を行わなければならない。国内企業集団は主宰企業が変更認可手続を行わなければならない。

第22条 国外留保口座の収支は、真実性、合法性の取引基礎を有し、中国および口座開設銀行所在国(もしくは地域)の関連法律規定に合致していなければならない。

国内機構は、毎四半期終了後20営業日以内に所在地の外管局に国外留保口座銀行照合書を報告しなければならない。銀行照合書に法的効力を有する国内機構の印章を捺印しなければならない。

第23条 国内機構の国外留保は、国内機構が国際収支申告の関連規定に基づき国家外貨管理局応用サービスプラットフォームを通じて国外留保口座収支残高情報を報告しなければならない。国内企業集団の国外留保は、主宰企業が関連情報を報告しなければならない。

第24条 国内機構が行う国外留保口座の外貨受取・支払は、『ガイドライン』および本細則の規定に基づき関連取引書類を5年間保管して検査に備えなければならない。

第25条 国家外貨管理局は、国際収支の情勢および外貨管理の需要に基づき、国外留保の資格条件、期限、留保規模および戻入の要求などに対し調整を行うことができる。

第3章 監督管理

第26条 外管局は、外貨モニタリングシステムを通じてサービス貿易の外貨受取・支払に対してオフサイトモニタリングを行い、外貨受取・支払に異常のある国内機構および国内個人に対しオフサイト確認、立入確認および検査を行う。金融機関が取り扱うサービス貿易の外貨受取・支払業務のコンプライアンス性と関連情報報告の即時性、完全性および正確性に対しオフサイト確認、立入確認および検査を実施する。

第27条 外管局は、立入確認の必要がある国内機構、国内個人および関連金融機関に対し、『国家外貨管理局〇〇分(支)局立入確認通知書』（以下『立入確認通知書』という、付属文書2を参照）を発行し、合わせて以下のいずれか、もしくは複数の方式を採用して立入確認を実施することができる。

- (1) 確認を受ける国内機構、国内個人および関連金融機関に関連取引書類および書面の解釈説明資料の提出を要求すること。
- (2) 確認を受ける国内機構の法定代表者もしくはその授権者、国内個人および関連金融機関の責任者もしくはその授権者に会って直接、状況を質問し、確認すること。
- (3) 現場で確認を受ける国内機構、国内個人および関連金融機関の財務会計資料および関連文書を閲覧、複製すること。
- (4) その他の必要な立入確認方式。

第28条 国内機構、国内個人および関連金融機関は、以下の規定に基づき事実どおりに状況を説明し、合わせて関連資料を提出し、外管局が展開する立入確認業務に協力し、拒絶、妨害および隠匿してはならない。

- (1) 外管局が国内機構、国内個人および関連金融機関に関連書面資料の提出を要求した場合、国内機構、国内個人および関連金融機関は『立入確認通知書』を受け取った日から10営業日以内に、外管局に書面報告および関連証明資料を提出しなければならない。
- (2) 外管局が確認を受ける国内機構の法定代表者もしくはその授権者、国内個人および関連金融機関の責任者もしくはその授権者に会う場合、上述の人員は『立入確認通知書』を

受け取った日から 10 営業日以内に、外管局で関連状況を説明しなければならない。

- (3) 外管局が確認を受ける国内機構、国内個人および関連金融機関の関連資料を現場で閲覧、複製する場合、国内機構、国内個人および関連金融機関は外管局の要求に基づき関連準備業務を適切に遂行しなければならない。
- (4) 外管局がその他の立入確認方式を採用する場合、国内機構、国内個人および関連金融機関は外管局の要求に基づき関連準備業務を適切に遂行しなければならない。

第 4 章 法律責任

第29条 国内機構、国内個人および関連金融機関は、本細則およびその他の関連規定に基づきサービス貿易の外貨受取・支払手続を行わなければならない、規定に違反した場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』（以下『条例』という）等の関連規定に基づき処罰する。

第30条 金融機関が行うサービス貿易の外貨受取・支払が、規定に基づき取引書類の真実性およびその外貨受取・支払との一致性に対して合理的な審査を行わなかった場合、『条例』第 47 条の規定に基づき、外管局が期限付きの是正を命令し、違法所得を没収し、合わせて 20 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合、または期限を超えて是正しない場合、外管局は関連業務経営の停止を命令する。

第31条 以下のいずれかの行為があった場合、『条例』第 48 条の規定に基づき、外管局が是正を命令し、警告を与え、国内機構に対して 30 万元以下の罰金を科し、個人に対して 5 万元以下の罰金を科すことができる。

- (1) 本細則および関連規定に基づきサービス貿易の外貨受取・支払情報報告を行わない場合。
- (2) 本細則および関連規定に基づき有効な書類、資料を提出しない、または提出した書類、資料が真実でない場合。
- (3) 規定に基づき国外留保口座認可手続を行わない場合。
- (4) 規定に基づき国外外貨口座資金の受取・支払を行わない場合。
- (5) 外貨管理機関が法に基づき検査もしくは確認を行うことを拒絶、妨害した場合。
- (6) 本細則および関連規定に基づき関連取引書類を保管しない、または保管が不完全な場合。

第32条 虚偽の取引、または故意に分割する等の方法でサービス貿易の外貨支払を行う場合、『条例』第 39 条に基づき処罰を行う。虚偽の取引、または故意に分割する等の方法でサービス貿易の外貨受取を行う場合、『条例』第 41 条に基づき処罰を行う。

第33条 本細則第 16 条の規定に違反し、国内機構の国外留保口座残高が認可した国外留保資金の規模を

超えた場合、『条例』第 39 条に基づき処罰を行う。

第 5 章 附則

第34条 本細則の以下の用語の定義。

- (1) 国内機構とは、中華人民共和国国内の国家機関、企業、事業単位、社会団体、部隊等を指し、外国駐中国外交領事機構および国際組織の駐中国代表機構を除く。
- (2) 国内個人とは、中国の公民および中華人民共和国国内で連続して満 1 年居住している外国人を指し、外国駐中国外交人員および国際組織の駐中国代表を除く。
- (3) 国内企業集団とは、中華人民共和国国内で法に基づき登記し、資本を紐帯として、親会社、子会社およびその他のメンバー企業もしくは機構と共同で組成する企業法人連合体を指す（金融機関は含まず）。
- (4) 関連関係とは、国内外の機構間に直接もしくは間接の支配関係もしくは重大な影響関係が存在していることを指す。
- (5) 故意の分割とは、国内機構および国内個人が外貨限度額管理を逃れるために、同日、隔日もしくは連続複数日等に頻繁に国外の同一受取（支払）側とサービス貿易の外貨受取・支払行為を行うことを指す。

第35条 国内機構の贈与に係る外貨受取・支払は、『国家外貨管理局による国内機構の贈与に係る外貨管理に関連する問題についての通達』（匯発[2009]63 号）の規定に基づき手続を行う。

第36条 本細則は、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。

第37条 本細則は、2013 年 9 月 1 日より施行する。

(日本語仮訳)

国家税務総局、国家外貨管理局

公告 2013 年第 40 号

サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出に関連する問題についての公告

対外支払の利便化とクロスボーダー税源管理の強化のため、ここにサービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出に関連する問題について以下のように公告する。

- 1、 国内機構および個人が国外に支払う 1 件当たり 5 万米ドル相当以上（5 万米ドル相当を含まず、以下）の、以下に列挙する外貨資金は、本公告第 3 条が規定する状況を除き、すべて所在地の国税主管機関で税務届出を行わなければならない、税務主管機関が地方税機関でしかない場合、所在地の同級の国税機関に届け出なければならない。
 - (1) 国外機構もしくは個人が国内から取得する運輸、旅行、通信、建築・据付および労務請負、保険サービス、金融サービス、コンピュータおよび情報サービス、専有権利使用および特許、スポーツ文化および娯楽サービス、その他の商業サービス、政府サービス等のサービス貿易収入。
 - (2) 国外個人による国内での勤務報酬、国外機構および個人が国内から取得する配当、特別配当、利潤、直接債務の利息、担保費用および資本移転ではない贈与、賠償、税込、偶発所得等の収益および経常移転収入。
 - (3) 国外機構もしくは個人が国内から取得するファイナンスリースのリース料、不動産の譲渡収入、持分譲渡所得および外国投資家のその他の合法所得。

外国投資家が国内直接投資の合法所得で国内に 1 件当たり 5 万米ドル以上を再投資する場合、本規定に基づき税務届出を行わなければならない。

- 2、 国内機構および個人（以下「届出人」という）は、対外支払の税務届出を行うとき、国税主管部門に公章を捺印した契約（協議）もしくは関連取引証憑のコピー（外国語文書は同時に中国語訳文を送付しなければならない）を提出し、合わせて『サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出表』（一式 3 部、以下『届出表』という、付属文書 1 を参照）に記入しなければならない。

同一契約で複数回の対外支払が必要な場合、届出人は必ず毎回の支払前に税務届出手続を行わなければならないが、初回の支払届出時に契約（協議）もしくは関連取引証憑のコピーを提出すればよい。

- 3、 国内機構および個人が対外支払する以下の外貨資金は、『届出表』の手続および提出が必要ない。

- (1) 国内機構の国外で発生した出張、会議、商品展示即売等の各種費用。
 - (2) 国内機構の国外代表機構の事務経費、および国内機構の国外請負工事の工事資金。
 - (3) 国内機構の国外で発生した輸出入貿易コミッション、保険料、賠償金。
 - (4) 輸入貿易に係る国外機構が取得する国際運輸費用。
 - (5) 保険に係る保険料、保険金等の関連費用。
 - (6) 運輸もしくは遠洋漁業に従事する国内機構の国外で発生した修理、燃料代、港湾雑費等の各種費用。
 - (7) 国内旅行社が国外旅行業務に従事した団体費用および代理予約、代理手続させた宿泊、交通等の関連費用。
 - (8) アジア開発銀行および世界銀行の集団下部の国際金融会社がわが国から取得した所得もしくは収入で、合同経営企業への投資で得た利潤および株式譲渡所得、在中国の財産（不動産を含む）の賃貸もしくは譲渡収入、ならびにわが国の国内機構に貸し付けて取得した利息を含む。
 - (9) 外国政府および国際金融組織がわが国に提供した外国政府借款（転貸借款）（外国政府の混合借款〔転貸借款〕を含む）および国際金融組織の貸付に係る利息。本項にいう国際金融組織とは、国際通貨基金の組織、世界銀行の集団、国際開発協会、国際農業開発基金の組織、欧州投資銀行等を指す。
 - (10) 外貨指定銀行もしくはファイナンスカンパニー自身の対外融資、例えば国外借款、国外銀行間貸借、海外代理支払およびその他の債務等に係る利息。
 - (11) わが国の省級以上の国家機関による対外無償贈与援助資金。
 - (12) 国内証券会社もしくは登記決済会社が国外機構もしくは国外個人に支払う、それが法に基づき取得した配当、特別配当、利息収入および有価証券売買所得収益。
 - (13) 国内個人の国外留学、旅行、親族訪問等の私用による外貨使用。
 - (14) 国内機構および個人によるサービス貿易、収益および経常移転に係る代金返還。
 - (15) 国家が規定するその他の状況。
- 4、 国内個人が行うサービス貿易、収益および経常移転に係る対外支払は、個人外貨管理の関連規定に基づき手続を行う。
- 5、 届出人は、以下の方法を通じて『届出表』を取得することができる。
- (1) 国税主管機関の納税サービス庁の窓口で受け取る。
 - (2) 国税主管機関の公式サイトからダウンロードする。
- 6、 届出人が提出する資料が揃っており、『届出表』の記入が完全である場合、国税主管機関はその場

で納税事項の審査を行う必要はなく、『届出表』の通し番号を編成し、『届出表』に捺印し、1部をその場で届出人に返還し、1部を保管し、1部を翌月の10日までに郵便もしくはその他の方式で届出人の地方税主管機関に伝達しなければならない。

『届出表』の通し番号の具体的な形式は、年（2桁）＋税務機関コード（6桁）＋順序番号（6桁）とする。「年」は西暦年度の下2桁の数字とし、「順序番号」は当該年度の自然順序番号とする。

- 7、届出人は、税務届出手続を完成した後、国税主管機関が捺印した『届出表』を持って、外貨管理の規定に基づき、外貨指定銀行で支払審査を行う。
- 8、国税主管機関もしくは地方税主管機関は、『届出表』を受け取ってから15営業日以内に、届出人が提出した『届出表』および付属資料に対して審査を行い、合わせて届出人にさらなる関連資料の提出を要求することができる。審査の内容は以下を含む。
 - (1) 届出情報と実際の支払項目とが一致しているか否か。
 - (2) 対外支払項目は規定に基づき各種税金を納付しているか否か。
 - (3) 減免税待遇の享受を申請している場合、関連税法・法規および税収協定（手配）の規定に合致しているか否か。
- 9、税務主管機関の審査で対外支払項目が規定に基づき税金を納付していないことを発見した場合、納税者もしくは源泉徴収義務者に申告納税もしくは源泉徴収義務を履行するよう書面で通知し、法に基づき税額を追徴し、税収の法律・法規の関連規定に基づき処罰を実施しなければならない。
- 10、国税主管機関、地方税主管機関は、対外支払の税務届出事項の管理を強化し、遅滞なく対外支払届出状況および税収徴収管理状況を統計し、『サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出状況年度統計表』（付属文書2を参照）を記入し、合わせて翌年1月31日までに税務総局（国際税務司）に報告しなければならない。
- 11、各級の税務部門、外貨管理部門は、密接に協力し、情報交換業務を強化しなければならない。執行過程において問題を発見した場合、遅滞なく上級部門にフィードバックしなければならない。
- 12、本公告は、2013年9月1日より施行する。『国家税務総局・国家外貨管理局による外国会社の船舶運輸収入の税収管理および国際海運業の対外支払管理についての通達』（国税発[2001]139号）、『国家税務総局・国家外貨管理局による外国会社の船舶運輸収入の税収管理および国際海運業の対外支払管理についての補充通達』（国税発[2002]107号）、『国家税務総局・国家外貨管理局による国内機構および個人が対外支払する技術譲渡費用に再び営業税税務証憑を提出しないことについて

の通達』(国税発[2005]28号)、『国家外貨管理局・国家税務総局によるサービス貿易等項目の対外支払に係る税務証明の提出に関連する問題についての通達』(匯発[2008]64号)、『国家税務総局による「サービス貿易等項目の対外支払に係る税務証明発行管理弁法」の印刷・配布についての通達』(国税発[2008]122号)、『国家外貨管理局による国家税務総局のサービス貿易等項目の対外支払に係る税務証明発行管理弁法の転送についての通達』(匯発[2009]1号)、国家外貨管理局・国家税務総局によるサービス貿易等項目の対外支払に係る税務証明提出に関連する問題のさらなる明確化についての通達』(匯発[2009]52号)および『国家税務総局による「サービス貿易等項目の対外支払に係る税務証明発行申請表」の改訂についての公告』(国家税務総局公告 2012 年第 54 号)は同時に廃止する。

特にここに公告する。

付属文書：1. サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出表〔略〕
2. サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出状況年度統計表〔略〕

国家税務総局
国家外貨管理局
2013 年 7 月 9 日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2013]30号
关于印发服务贸易外汇管理法规的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为完善服务贸易外汇管理，促进贸易投资便利化，服务涉外经济发展，国家外汇管理局制定了《服务贸易外汇管理指引》（见附件1）和《服务贸易外汇管理指引实施细则》（见附件2），同时废止了一系列文件（目录见附件3）。现将有关文件印发你们，请遵照执行，并就有关问题通知如下：

- 一、 各分局、外汇管理部应做好法规宣传解释工作，对外公布咨询电话。各银行应做好文件实施前的各项准备工作以及文件正式实施后的落实工作。
- 二、 各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局（支局）、地方性商业银行及外资银行。各中资外汇指定银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。
- 三、 本通知实施后，之前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。

文件执行过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局经常项目管理司反馈。

联系电话：010-68402381

特此通知。

- 附件：1. 服务贸易外汇管理指引
2. 服务贸易外汇管理指引实施细则
3. 废止文件目录〔略〕

国家外汇管理局
2013年7月18日

附件 1

服务贸易外汇管理指引

第一条 为完善服务贸易外汇管理，促进贸易投资便利化，服务涉外经济发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》，制定本指引。

第二条 国家对服务贸易项下国际支付不予限制。

服务贸易外汇收入可按规定的条件、期限等调回境内或者存放境外。

第三条 服务贸易外汇收入，可以自行保留或办理结汇；服务贸易外汇支出，可以使用自有外汇支付或者以人民币购汇支付。

第四条 服务贸易外汇收支应当具有真实、合法的交易基础。

境内机构和境内个人不得以虚构交易骗取资金收付，不得以分拆等方式逃避外汇监管。

第五条 境内机构和境内个人从事服务贸易活动应当符合国家规定，需经国家相关主管部门审批、核准、登记、备案等的，在办理服务贸易外汇收支前，应先办妥有关手续。

第六条 经营外汇业务的金融机构（以下简称金融机构）办理服务贸易外汇收支业务，应当按照国家外汇管理规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查，确认交易单证所列的交易主体、金额、性质等要素与其申请办理的外汇收支相一致。

第七条 金融机构应根据本指引及相关规定制定内部管理制度，明确有关业务操作规程，并按照国家外汇管理规定及时报送相关外汇收支信息，报告异常、可疑线索。

第八条 境内机构和境内个人办理服务贸易外汇收支，应按规定提交能证明交易真实合法的交易单证；提交的交易单证无法证明交易真实合法或与其申请办理的外汇收支不一致的，金融机构应要求其补充其他交易单证。

第九条 服务贸易外汇收支涉及的交易单证应符合国家法律法规和通行商业惯例的要求，主要包括：

- （一）包含交易标的、主体等要素的合同（协议）；
- （二）发票（支付通知）或列明交易标的、主体、金额等要素的结算清单（支付清单）；
- （三）其他能证明交易真实合法的交易单证。

第十条 办理服务贸易外汇收支业务，金融机构应按规定期限留存审查后的交易单证备查；境内机构和境内个人应按规定期限留存相关交易单证备查。

第十一条 国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）有权对第二条至第十条规定事项进行监督检查。

外汇局通过外汇监测系统，监测服务贸易外汇收支情况，对外汇收支异常的境内机构、境内个人和相关金融机构进行非现场核查、现场核查或检查，查实外汇违法行为。

第十二条 下列服务贸易外汇收支，外汇管理另有明确规定的，从其规定；没有明确规定的，按照本指引及其实施细则执行：

- （一）境内个人的服务贸易外汇收支；
- （二）海关特殊监管区域内境内机构的服务贸易外汇收支；
- （三）金融机构自身的服务贸易外汇收支；
- （四）因资本和金融项目交易发生的服务贸易外汇收支；
- （五）货物贸易外汇管理有明确规定的服务贸易外汇收支。

第十三条 收益和经常转移项下外汇管理按照本指引执行。

第十四条 违反本指引规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定予以处罚。

第十五条 国家外汇管理局依据本指引制定实施细则。

第十六条 本指引由国家外汇管理局负责解释。

第十七条 本指引自 2013 年 9 月 1 日起施行。之前规定与本指引规定不一致的，按照本指引执行。

附件 2

服务贸易外汇管理指引实施细则

第一条 依据《服务贸易外汇管理指引》（以下简称《指引》），制定本细则。

第二条 本细则适用于服务贸易、收益和经常转移等除货物贸易以外的经常项目外汇收支（以下统称服务贸易外汇收支）。

第三条 境内机构和境内个人办理服务贸易外汇收支，应按国际收支申报的规定办理申报。

金融机构应按照国际收支申报和本细则第十四条规定审查境内机构和境内个人填写的申报凭证，及时向外汇局报送信息。

第一章 外汇收支审查

第四条 金融机构办理服务贸易外汇收支业务，应当按照《指引》及本细则的规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查。

金融机构审查的交易单证无法证明交易真实合法、或与办理的外汇收支不一致的，金融机构应当要求境内机构和境内个人补充其他交易单证。

金融机构应当按照“了解你的客户”、“了解你的业务”的原则合理尽职。

第五条 金融机构应将《指引》和本细则等相关规定落实到自身业务操作规程中，规范具体业务操作。

第六条 办理单笔等值 5 万美元以上的服务贸易外汇收支业务，金融机构应按以下规定审查并留存交易单证：

- （一） 国际运输项下：运输发票或运输单据或运输清单；
- （二） 对外劳务合作或对外承包工程项下：合同（协议）和劳务预算表（工程预算表或工程结算单）；
- （三） 对外承包工程签订合同之前服务贸易项下前期费用对外支付：申请书（包括但不限于前期费用预算情况、使用时间、境外收款人与境内机构之间的关系等）。未使用完的外汇资金，境内机构应及时调回境内；
- （四） 专有权利使用费和特许费项下：合同（协议）和发票（支付通知）；

- (五) 利润、股息和红利项下对外支付：会计师事务所出具的相关年度财务审计报告、董事会关于利润分配的决议和最近一期的验资报告。境内机构可依法支付中期境外股东所得的股息、红利；
- 外商投资合伙企业外国合伙人所得利润项下对外支付：外国合伙人出资确认登记证明和利润分配决议，其中，外国合伙人出资确认登记证明可由金融机构从外汇局相关系统打印；
- 利润、股息和红利项下收汇：利润处路决议和境外机构相关年度的财务报表；
- (六) 代表处（办事处）办公经费项下：经费预算表；
- (七) 技术进出口项下：合同（协议）和发票（支付通知）。属于限制类技术进出口，境内机构和境内个人还应提供商务部门颁发的《技术进出口许可证》；
- (八) 国际赔偿款项下：原始交易合同、赔款协议（赔款条款）和整个赔偿过程的相关说明或证明材料；或者仅审核法院判决书或仲裁机构出具的仲裁书或有权调解机构出具的调解书等；
- (九) 具有关联关系的境内外机构代垫或分摊的服务贸易费用项下：原始交易合同、代垫或分摊合同（协议或说明）、发票（支付通知），代垫或分摊期限不得超过 12 个月；
- (十) 服务贸易项下退汇：按照原汇入或汇出资金交易性质规定的交易单证和整个退汇过程的相关说明或证明材料，退汇金额不得超过原汇入或汇出金额，且原路汇回；
- (十一) 其他服务贸易项下外汇收支：合同（协议）或发票（支付通知）或相关其它交易单证。

第七条 办理单笔等值 5 万美元以上的服务贸易对外支付，金融机构还应按照《国家税务总局 国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告》（国家税务总局 国家外汇管理局公告 2013 年第 40 号）的规定办理。

第八条 办理单笔等值 5 万美元（含）以下的服务贸易外汇收支业务，金融机构原则上可不审核交易单证，但对于资金性质不明确的外汇收支业务，金融机构应要求境内机构和境内个人提交交易单证进行合理审查。

第九条 办理服务贸易境内外汇划转业务，由划付方金融机构按以下规定审查并留存交易单证：

- (一) 境内机构向国际运输或国际运输代理企业划转运费及相关费用：发票；
- (二) 对外承包工程项下总承包方向分包方划转工程款：分包合同和发票（支付通知）；对外承包工程联合体已指定涉外收付款主体的，收付款主体与联合体其它成员之间划转工程款：相关合同和发票（支付通知）；
- (三) 服务外包项下总包方向分包方划转相关费用：分包合同和发票（支付通知）；

- (四) 境内机构向个人归还垫付的公务出国项下相关费用：相关费用单证或者费用清单；
- (五) 外汇保险项下相关费用的境内外汇划转业务，按照保险业务外汇管理的有关规定办理；
- (六) 其他服务贸易境内外汇划转业务，按照《境内外汇划转管理暂行规定》等办理。

第十条 办理服务贸易外币现钞提取业务，金融机构应按以下规定审查并留存交易单证：

- (一) 国际海运船长借支项下提取外币现钞：收账通知和船东付款指令；
- (二) 赴战乱、外汇管制严格、金融条件差的国家（地区），对外劳务合作或对外承包工程项下提取外币现钞：合同（协议）和预算表；
- (三) 赴战乱、外汇管制严格、金融条件差的国家（地区），境外代表处（办事处）办公经费项下提取外币现钞：预算表；
- (四) 境内机构公务出国项下每个团组平均每人提取外币现钞金额在等值 1 万美元（含）以下的：预算表；
- (五) 其他服务贸易外币现钞业务按照《境内机构外币现钞收付管理暂行办法》等办理。

第十一条 境内机构和境内个人应留存每笔服务贸易外汇收支相关交易单证 5 年备查。

金融机构办理服务贸易外汇收支业务，应当将审查后的交易单证作为业务档案留存 5 年备查。

第十二条 交易单证可以是纸质形式或者是符合法律法规规定且被金融机构认可的电子形式。电子形式的交易单证，金融机构审查认可后应当打印纸质文件留存，并在纸质文件上签章。

分次办理的服务贸易外汇收支业务，金融机构每次应在审查后的交易单证上注明金额、日期，加盖业务印章。

由境内机构和境内个人单方面出具的、通过网络下载或传真的交易单证，应当由提交人加盖具有法律效力的印章或签字证明。

第十三条 交易单证以外国文字表述的，金融机构可要求申请人提供中文译本。

第十四条 服务贸易外汇收支管理信息申报凭证包括《境外汇款申请书》、《对外付款/承兑通知书》、《境内汇款申请书》、《境内付款/承兑通知书》、《涉外收入申报单》和《境内收入申报单》。

境内机构和境内个人申报的服务贸易外汇收支管理信息包括：

- (一) 交易单证号：在申报凭证相应栏目中填写合同号、发票号。服务贸易外汇收支本身无交易单证号的，境内机构和境内个人可不填写；
- (二) 代垫或分摊的服务贸易费用和对外承包工程签订合同之前服务贸易项下前期费用：应在申报凭证的交易附言栏目中标明“代垫”、“分摊”或“前期费用”字样；
- (三) 服务贸易项下退汇：应在申报凭证的退款栏目中进行确认或在交易附言栏目中标明“退汇”字样；
- (四) 外汇局规定的其他管理信息。

对于境内机构和境内个人按照本条规定填报的服务贸易外汇收支管理信息，金融机构应于收付款后 5 个工作日内及时、准确、完整地通过国际收支网上申报系统向外汇局报送。

第二章 存放境外管理

第十五条 境内机构服务贸易外汇收入存放境外（以下简称存放境外），应当具备下列条件：

- (一) 具有服务贸易外汇收入且在境外有持续的支付结算需求；
- (二) 近两年无违反外汇管理规定行为；
- (三) 具有完备的存放境外内部管理制度；
- (四) 从事与货物贸易有关的服务贸易；
- (五) 境内企业集团存放境外且实行集中收付的，其境内外汇资金应已实行集中运营管理；
- (六) 外汇局规定的其他条件。

境内企业集团实行集中收付的，可指定一家境内成员企业（包括财务公司）作为主办企业，负责对所有参与存放境外业务的境内成员企业的境外服务贸易外汇收入实行集中收付。

第十六条 境内机构存放境外，应开立存放境外外汇账户（以下简称境外存放账户）。境内机构存放境外资金规模即境外存放账户的账户余额，不得高于其上年度服务贸易外汇收入总规模的 50%；境内企业集团存放境外资金规模即主办企业境外存放账户的账户余额，不得高于其所有境内成员企业上年度服务贸易外汇收入总规模的 50%。

第十七条 境外存放账户的收入范围包括服务贸易收入以及经外汇局批准的其他收入；支出范围包括经常项目支出、调回境内，以及符合外汇局规定的其他支出。

第十八条 境内机构开立境外存放账户，应持以下材料向所在地外汇局申请办理开户核准手续：

- (一) 申请书（包括但不限于基本情况、服务贸易开展情况、拟开户银行、使用期限、根据实际需要申请的存放境外资金规模等）；
- (二) 存放境外的内部管理制度；
- (三) 境内企业集团存放境外且实行集中收付的，还需提交存放境外境内成员企业名单以及境内成员企业同意集中收付的协议；
- (四) 外汇局要求的其它材料。

境内企业集团存放境外且实行集中收付的，由主办企业到所在地外汇局办理境外存放账户开户核准手续。境内成员企业与主办企业属不同外汇局管辖的，主办企业所在地外汇局办理境外存放账户开户核准手续时，应向异地境内成员企业所在地外汇局发送《国家外汇管理局 XX 分（支）局服务贸易外汇收入存放境外征询函》（以下简称《征询函》，见附 1），异地境内成员企业所在地外汇局应在收到《征询函》3 个工作日内书面向主办企业所在地外汇局反馈。

第十九条 境内机构开立境外存放账户后，应在开户后 10 个工作日内将开户银行、账号、账户币种等信息以书面形式报所在地外汇局备案；境外存放账户基本信息发生变更的，应在获知相关信息之日起 10 个工作日内将变更信息以书面形式报所在地外汇局备案；境内机构关闭境外存放账户的，应自关户之日起 10 个工作日内持境外开户行的销户通知书向所在地外汇局备案，余额调回境内。

第二十条 境外存放账户的外汇资金调回境内同名经常项目外汇账户或境内外汇资金集中运营管理账户，直接在金融机构办理。

第二十一条 境内机构变更境外存放账户的开户行、收支范围、使用期限以及需提高存放境外资金规模的，境内机构应凭申请书向所在地外汇局进行变更核准，境内企业集团应由主办企业办理变更核准。

第二十二条 境外存放账户的收支应当具有真实、合法的交易基础，符合中国及开户行所在国家（或地区）相关法律规定。

境内机构应于每个季度结束后 20 个工作日内向所在地外汇局报送境外存放账户银行对账单，银行对账单上需加盖具有法律效力的境内机构印章。

第二十三条 境内机构存放境外，应由境内机构按照国际收支申报的有关规定通过国家外汇管理局应用服务平台报送境外存放账户收支余信息。境内企业集团存放境外，应由主办企业报送相关

信息。

第二十四条 境内机构办理境外存放账户的外汇收支，应当按照《指引》及本细则的规定留存相应交易单证 5 年备查。

第二十五条 国家外汇管理局可根据国际收支形势和外汇管理需要对存放境外的资格条件、期限、存放规模或调回要求等进行调整。

第三章 监督管理

第二十六条 外汇局通过外汇监测系统对服务贸易外汇收支进行非现场监测，对外汇收支异常的境内机构和境内个人进行非现场核查、现场核查或检查；对金融机构办理服务贸易外汇收支业务的合规性与报送相关信息的及时性、完整性和准确性实施非现场核查、现场核查或检查。

第二十七条 外汇局对需现场核查的境内机构、境内个人和相关金融机构，应出具《国家外汇管理局 XX 分（支）局现场核查通知书》（以下简称《现场核查通知书》，见附 2），并可采取下列一种或多种方式实施现场核查：

- （一） 要求被核查境内机构、境内个人和相关金融机构提交相关交易单证及书面的解释说明材料；
- （二） 约见被核查境内机构法定代表人或其授权人、境内个人和相关金融机构负责人或其授权人当面询问核实情况；
- （三） 现场查阅、复制被核查境内机构、境内个人和相关金融机构的财务会计资料及相关文件；
- （四） 其他必要的现场核查方式。

第二十八条 境内机构、境内个人和相关金融机构应当按下列规定如实说明情况，并提供相关资料，配合外汇局开展现场核查工作，不得拒绝、阻碍和隐瞒：

- （一） 外汇局要求境内机构、境内个人和相关金融机构提交相关书面材料的，境内机构、境内个人和相关金融机构应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内，向外汇局提交书面报告及相关证明材料；
- （二） 外汇局约见被核查境内机构法定代表人或其授权人、境内个人和相关金融机构负责人或其授权人，上述人员应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内到外汇局说明相关情况；
- （三） 外汇局现场查阅、复制被核查境内机构、境内个人和相关金融机构的相关资料，

境内机构、境内个人和相关金融机构应当按外汇局要求做好相关准备工作；

- (四) 外汇局采取其他现场核查方式的，境内机构、境内个人和相关金融机构应当按外汇局要求做好相关准备工作。

第四章 法律责任

第二十九条 境内机构、境内个人和金融机构应当按本细则及其他相关规定办理服务贸易外汇收支，对违反规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》（以下简称《条例》）等相关规定处罚。

第三十条 金融机构办理服务贸易外汇收支，未按规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查的，依据《条例》第四十七条规定，由外汇局责令限期改正，没收违法所得，并处 20 万元以上 100 万元以下的罚款；情节严重或逾期不改的，由外汇局责令停止经营相关业务。

第三十一条 有下列行为之一的，依据《条例》第四十八条规定，由外汇局责令改正，给予警告，对境内机构处 30 万元以下的罚款，对个人可以处 5 万元以下的罚款：

- (一) 未按照本细则及相关规定进行服务贸易外汇收支信息报告；
- (二) 未按照本细则及相关规定提交有效单证、资料或者提交的单证、资料不真实；
- (三) 未按规定办理境外存放账户核准；
- (四) 未按规定办理境外外汇账户资金收付；
- (五) 拒绝、阻碍外汇管理机关依法进行检查或核查；
- (六) 未按照本细则及相关规定留存相关交易单证或留存不全。

第三十二条 虚构交易或以故意分拆等方式办理服务贸易外汇付汇的，依据《条例》第三十九条进行处罚。虚构交易或以故意分拆等方式办理服务贸易外汇收汇的，依据《条例》第四十一条进行处罚。

第三十三条 违反本细则第十六条规定，境内机构境外存放账户余额超过已核准的存放境外资金规模，依据《条例》第三十九条进行处罚。

第五章 附 则

第三十四条 本细则下列用语的含义：

- (一) 境内机构，是指中华人民共和国境内的国家机关、企业、事业单位、社会团体、部队等，外国驻华外交领事机构和国际组织驻华代表机构除外。
- (二) 境内个人，是指中国公民和在中华人民共和国境内连续居住满 1 年的外国人，外国驻华外交人员和国际组织驻华代表除外。
- (三) 境内企业集团，是指在中华人民共和国境内依法登记，以资本为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的企业法人联合体（不含金融机构）。
- (四) 关联关系，是指境内外机构之间存在直接或间接控制关系或重大影响关系。
- (五) 故意分拆，是指境内机构和境内个人为逃避外汇限额管理，同日、隔日或连续多日等频繁与境外同一收（付）款方办理服务贸易外汇收支行为。

第三十五条 境内机构捐赠项下外汇收支应按照《国家外汇管理局关于境内机构捐赠外汇管理有关问题的通知》（汇发[2009]63 号）的规定办理。

第三十六条 本细则由国家外汇管理局负责解释。

第三十七条 本细则自 2013 年 9 月 1 日起施行。

(中国語原文)

国家税务总局 国家外汇管理局
公告 2013 年第 40 号
关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告

为便利对外支付和加强跨境税源管理，现就服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题公告如下：

一、 境内机构和个人向境外单笔支付等值 5 万美元以上（不含等值 5 万美元，下同）下列外汇资金，除本公告第三条规定的情形外，均应向所在地主管国税机关进行税务备案，主管税务机关仅为地税机关的，应向所在地同级国税机关备案：

- （一） 境外机构或个人从境内获得的包括运输、旅游、通信、建筑安装及劳务承包、保险服务、金融服务、计算机和信息服务、专有权利使用和特许、体育文化和娱乐服务、其他商业服务、政府服务等服务贸易收入；
 - （二） 境外个人在境内的工作报酬，境外机构或个人从境内获得的股息、红利、利润、直接债务利息、担保费以及非资本转移的捐赠、赔偿、税收、偶然性所得等收益和经常转移收入；
 - （三） 境外机构或个人从境内获得的融资租赁租金、不动产的转让收入、股权转让所得以及外国投资者其他合法所得。
- 外国投资者以境内直接投资合法所得在境内再投资单笔 5 万美元以上的，应按照本规定进行税务备案。

二、 境内机构和个人（以下称备案人）在办理对外支付税务备案时，应向主管国税机关提交加盖公章的合同（协议）或相关交易凭证复印件（外文文本应同时附送中文译本），并填报《服务贸易等项目对外支付税务备案表》（一式三份，以下简称《备案表》，见附件 1）。

同一笔合同需要多次对外支付的，备案人须在每次付汇前办理税务备案手续，但只需在首次付汇备案时提交合同（协议）或相关交易凭证复印件。

三、 境内机构和个人对外支付下列外汇资金，无需办理和提交《备案表》：

- （一） 境内机构在境外发生的差旅、会议、商品展销等各项费用；
- （二） 境内机构在境外代表机构的办公经费，以及境内机构在境外承包工程的工程款；
- （三） 境内机构发生在境外的进出口贸易佣金、保险费、赔偿款；
- （四） 进口贸易项下境外机构获得的国际运输费用；
- （五） 保险项下保费、保险金等相关费用；

- (六) 从事运输或远洋渔业的境内机构在境外发生的修理、油料、港杂等各项费用；
- (七) 境内旅行社从事出境旅游业务的团费以及代订、代办的住宿、交通等相关费用；
- (八) 亚洲开发银行和世界银行集团下属的国际金融公司从我国取得的所得或收入，包括投资合营企业分得的利润和转让股份所得、在华财产（含房产）出租或转让收入以及贷款给我国境内机构取得的利息；
- (九) 外国政府和国际金融组织向我国提供的外国政府（转）贷款（含外国政府混合（转）贷款）和国际金融组织贷款项下的利息。本项所称国际金融组织是指国际货币基金组织、世界银行集团、国际开发协会、国际农业发展基金组织、欧洲投资银行等；
- (十) 外汇指定银行或财务公司自身对外融资如境外借款、境外同业拆借、海外代付以及其他债务等项下的利息；
- (十一) 我国省级以上国家机关对外无偿捐赠援助资金；
- (十二) 境内证券公司或登记结算公司向境外机构或境外个人支付其依法获得的股息、红利、利息收入及有价证券卖出所得收益；
- (十三) 境内个人境外留学、旅游、探亲等因私用汇；
- (十四) 境内机构和个人办理服务贸易、收益和经常转移项下退汇；
- (十五) 国家规定的其他情形。

四、 境外个人办理服务贸易、收益和经常转移项下对外支付，应按照个人外汇管理的相关规定办理。

五、 备案人可通过以下方法获取《备案表》：

- (一) 在主管国税机关办税服务厅窗口领取；
- (二) 从主管国税机关官方网站下载。

六、 备案人提交的资料齐全、《备案表》填写完整的，主管国税机关无须当场进行纳税事项审核，应编制《备案表》流水号，在《备案表》上盖章，1份当场退还备案人，1份留存，1份于次月10日前以邮寄或其他方式传递给备案人主管地税机关。

《备案表》流水号具体格式为：年份（2位）+税务机关代码（6位）+顺序号（6位）。“年份”指公历年度后两位数字，“顺序号”为本年度的自然顺序号。

七、 备案人完成税务备案手续后，持主管国税机关盖章的《备案表》，按照外汇管理的规定，到外汇指定银行办理付汇审核手续。

八、 主管国税机关或地税机关应自收到《备案表》后15个工作日内，对备案人提交的《备案表》及所附资料进行审查，并可要求备案人进一步提供相关资料。审查的内容包括：

- (一) 备案信息与实际支付项目是否一致;
- (二) 对外支付项目是否已按规定缴纳各项税款;
- (三) 申请享受减免税待遇的, 是否符合相关税收法律法规和税收协定(安排) 的规定。

- 九、 主管税务机关审查发现对外支付项目未按规定缴纳税款的, 应书面告知纳税人或扣缴义务人履行申报纳税或源泉扣缴义务, 依法追缴税款, 按照税收法律法规的有关规定实施处罚。
- 十、 主管国税机关、地税机关应加强对外支付税务备案事项的管理, 及时统计对外支付备案情况及税收征管情况, 填写《服务贸易等项目对外支付税务备案情况年度统计表》(见附件 2), 并于次年 1 月 31 日前层报税务总局(国际税务司)。
- 十一、 各级税务部门、外汇管理部门应当密切配合, 加强信息交换工作。执行过程中如发现问题, 应及时向上级部门反馈。
- 十二、 本公告自 2013 年 9 月 1 日起施行。《国家税务总局 国家外汇管理局关于加强外国公司船舶运输收入税收管理及国际海运业对外支付管理的通知》(国税发〔2001〕139 号)、《国家税务总局 国家外汇管理局关于加强外国公司船舶运输收入税收管理及国际海运业对外支付管理的补充通知》(国税发〔2002〕107 号)、《国家税务总局 国家外汇管理局关于境内机构及个人对外支付技术转让费不再提交营业税税务凭证的通知》(国税发〔2005〕28 号)、《国家外汇管理局 国家税务总局关于服务贸易等项目对外支付提交税务证明有关问题的通知》(汇发〔2008〕64 号)、《国家税务总局关于印发〈服务贸易等项目对外支付出具税务证明管理办法〉的通知》(国税发〔2008〕122 号)、《国家外汇管理局关于转发国家税务总局服务贸易等项目对外支付出具税务证明管理办法的通知》(汇发〔2009〕1 号)、《国家外汇管理局 国家税务总局关于进一步明确服务贸易等项目对外支付提交税务证明有关问题的通知》(汇发〔2009〕52 号)和《国家税务总局关于修改〈服务贸易等项目对外支付出具税务证明申请表〉的公告》(国家税务总局公告 2012 年第 54 号)同时废止。

特此公告。

- 附件: 1. 服务贸易等项目对外支付税务备案表
2. 服务贸易等项目对外支付税务备案情况年度统计表(略)

国家税务总局 国家外汇管理局
2013 年 7 月 9 日

附件：1. 服务贸易等项目对外支付税务备案表

编号：

一、基本情况（由支付人填写）					
境内支付人	机构名称或个人姓名				
	纳税识别号				
	地址或住所				
	付汇银行		付汇账号		
	联系人		联系电话		
	主管地税机关		地税机关管理码		
境外收款人	名称		所属国家或地区		
	地址		境内外机构是否关联		
	收汇银行		收汇帐号		
合同名称				合同号	
合同总金额（或支付标准）			币种		
已付金额			币种		
本次付汇金额		币种		付汇日期	
合同执行期限		自 年 月 日 至 年 月 日			
声 明		我谨在此声明：以上呈报事项准确无误，如有不实，愿承担相应的法律责任。 备案人签名或盖章：_____			
二、告知事项					
本表仅适用于服务贸易等项目对外支付税务备案。以上付汇金额应向主管国家税务局、地方税务局进行纳税申报或做出必要说明。上述呈报如有不实，主管税务机关有权依据税收法律法规及相关规定进行处理。 主管国家税务机关盖章 年 月 日					

说明：1、“已付金额”一栏填写在同一合同项下涉及多笔对外支付时，办理第一笔支付之日起至今已支付的外汇总金额。

2、本表一式三份，一份交备案人，二份留存国税机关。

3、对外支付项目仅有交易凭证或协议的，“合同名称”一栏应填写相关凭证或协议的名称，“合同号”一栏可不填。